

広報しろさと

お知らせ版

I N F O R M A T I O N

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂支所 ☎029-289-2211

七会町民センター ☎0296-88-3111

編集・発行/まちづくり戦略課 5月15日発行 No.182

5 月号
令和2年
2020



4/22-23 コロナに負けるな! 善意のマスク
城里町常北保健福祉センター

町出身の匿名の方から不織布マスクの寄贈を受けました。職員はお互いに距離を取り、窓を開放するなどしながら約4万枚のマスクを包装し、全戸に発送しました。

本紙に掲載されている催し物等については、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、延期や中止になる場合があります。開催に関する問合せは、問合せ先までお願いします。

6月1日～7日は“水道週間”です



今年のスローガン

「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

■水道週間とは

水道事業に対する利用者の理解と関心を高めてもらうため、厚生労働省が定めたものです。

■水道に関する手続き

水道の使用を開始・中止するときや、所有者・使用者の変更をするときは、手続きが必要です。

申請窓口 城里町上下水道お客様センター(本庁舎1階)

受付時間 平日:午前8時30分～午後5時15分

土曜日:午前8時30分～正午

※いずれも祝日、年末年始を除く

受付業務

○使用開始・中止の手続き 電話でお申し込みが可能です。

固定電話から ☎0120-463-108

携帯電話から ☎029-255-7501

○名義変更手続き

窓口で手続きが必要です(電話による手続きは不可)。なお、水道課、桂支所、七会町民センターでも受け付けています。

■水道料金の支払い

現金納付…次の窓口で支払いが可能です。

城里町上下水道お客様センター、水道課、会計課、桂支所、七会町民センター、納付書の裏面に記載された取扱金融機関及びコンビニエンスストア



口座振替…ご指定の金融機関の預金口座から、自動的に水道料金を支払うことができます。手続きは通帳および預金名義人の届出印をご持参のうえ、次の金融機関の窓口でお申し込みください。

口座振替取扱金融機関

常陽銀行/筑波銀行/水戸農業協同組合/常陸農業協同組合/ゆうちょ銀行/中央労働金庫/水戸信用金庫

■水道に関する工事の申し込みについて

次のような給水装置の工事は、町指定の給水装置工事事業者で行うよう、条例で定められています。指定事業者以外の事業者が水道工事を行うと、違反工事となり、町の給水条例により過料が科せられますのでご注意ください。

新設…新築に伴い、新しく水道をひくとき

改造…水栓の増設、水栓の位置の変更、給水管の種類や口径の変更、メータボックスの移設などで既存の給水装置を変更するとき

修繕…漏水修理や器具の交換等をするとき

撤去…水道の設備を撤去するとき

※町指定給水装置工事事業者の一覧表は、水道課窓口または町ホームページでご確認ください。

■水道メータの検針について

水道メータの検針は、委託会社の従事者が制服を着用のうえ、従業員証及び水道課が発行した証明書を携帯して行きます。検針をスムーズに行うため、次のことについてご協力をお願いします。

○メータボックスの上に物を置かない。

○メータボックスの中は、きれいにしておく。

○犬は出入口やメータボックスから離しておく。

問合せ 水道課 ☎029-288-3114(直通)

城里町水道課

検索

優良運転者を表彰します!



交通安全協会では、永年にわたり無事故・無違反の「優良運転者」を次のとおり表彰しています。

手続きは簡単です。申請してみたいはいかがでしょうか。

受賞資格

■笠間地区表彰

- ①笠間地区交通安全協会の会員
- ②町内に居住する、4輪車以上の免許所持者
- ③10年間、無事故・無違反の者

■茨城県連名表彰

(永年無事故無違反優良運転者表彰)

- ①及び②は笠間地区表彰に同じ
- ③笠間地区表彰を受賞後2年以上経過し、運転歴が10年、20年又は30年以上の、過去5年間無事故・無違反の者

持参するもの 運転免許証および印鑑(認印)

申請期限 笠間地区表彰: 8月31日(月)

茨城県連名表彰: 6月19日(金)

申請先・問合せ

笠間地区交通安全協会事務局(笠間警察署内)

☎0296-72-1396

笠間地区交通安全協会城里支部事務局(町民課内)

☎029-288-3111(内線112)

農業者年金を受給されている方へ ～現況届の提出について～



農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

これは、農業者年金を受給している方が生存しているかどうかの確認や、経営移譲年金を受給している方が農業を再開したり、貸していた農地の返還を受けたりしていないかを確認するためのものです。

受給権者には、5月下旬に農業者年金基金から現況届の書類が届きます。「住所」・「氏名」・「生年月日」・「電話番号」を記入のうえ、農業委員会事務局へ提出してください。

また、経営移譲年金及び特例付加年金を受給している方は、「支給停止事由等に該当していないこと」の自己チェック欄も確認が必要です。全ての項目に回答してから提出してください。

受付期間 6月1日(月)～30日(火)

平日、午前8時30分～午後5時15分

提出先・問合せ 農業委員会事務局

☎029-288-3111(内線242)

業務用はかりの定期検査を実施します



取引または証明に使用するはかり(計量器)は、2年に1度の定期検査を受けなければなりません。

町では、次の日程で検査を実施しますので、最寄りの会場で必ず受検してください。

はかりの所在場所に計量士が出向く、巡回検査制度もあります。必要な方はご相談ください(費用別途)。

日時等

■常北地区 6月18日(木) 午前10時30分～正午
午後1時～3時

場所: コミュニティセンター城里

■桂地区 6月19日(金) 午前10時30分～正午
場所: 桂公民館

■七会地区 6月19日(金) 午後1時30分～3時
場所: 七会町民センター

持参するもの

- ①印鑑 ②手数料(1台あたり520円～3,000円程度)
- ③受検通知ハガキ(初回不要)
- ④はかり(分銅・おもりを必ず持参すること)

検査対象となるはかり

- ア 各種商店(露店、行商を含む)で、商取引に使用するはかり
 - イ 薬局、病院の調剤用はかり
 - ウ 農産物、出荷のために使用するはかり(米の庭先取引用も対象)
 - エ 事業所の受入、出荷の取引、内容量及び品質表示のために使用するはかり
 - オ 運送(宅配便)会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり(コンビニエンスストア、商店等の取次店も含む)
 - カ 貴金属商、釣り堀等で使用するはかり
 - キ 保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査用に使用するはかり
 - ク 法令等により公共機関へ報告又は統計用のはかり
- ### 定期検査が免除されるはかり

- ア 新規に購入したはかり(初回の検査は、3年を超えない範囲で1回受けてください)
 - イ 計量士による検査(代検査)を受けたはかり
- ※家庭用のはかりは、取引・証明に使用できません。また、この検査の対象外です。

問合せ

茨城県計量検定所 指導課 ☎029-221-2763

(一社)茨城県計量協会 ☎029-225-7973

まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線221)

会計年度任用職員を募集します



職 種 事務補助(1名)

業務内容 2020年度 国勢調査事務

(窓口対応、パソコン入力、印刷業務等)

応募資格 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方で、簡単なパソコン操作(Word、Excel含む)ができる方

任用期間 令和2年7月13日～11月30日(予定)

勤務場所 まちづくり戦略課(役場本庁舎2階)

勤務形態 月16日以内(平日のみ)

午前9時～午後5時(休憩1時間)

報酬単価等 日額6,283円

(別途交通費支給、雇用保険あり)

選考方法 口述試験 ※後日、試験日程を通知します。

応募方法 市販の履歴書(押印・顔写真貼付)に必要な事項を記入し、まちづくり戦略課まで直接持参または郵送してください。

募集期間 6月5日(金)～22日(月) ※当日消印有効

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分

応募先・問合せ まちづくり戦略課

(〒311-4391 城里町石塚1428-25)

☎029-288-3111(内線229)

税の徴収猶予特例制度について



新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等にかかる収入に相当の減少があった方は、1年間、町税(住民税・固定資産税・軽自動車税)の徴収猶予を受けることができますのでご相談ください。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線126)

小規模ボイラー取扱資格 取得講習のお知らせ



小規模ボイラーの取扱業務が可能になる法定技能講習です。修了後は小型ボイラーも取扱可能です。

■第2回ボイラー取扱講習

期 日 6月27日(土)・28日(日)の2日間

申込期間 6月8日(月)～12日(金)

場 所 茨城県JA会館

申込方法 (一社)日本ボイラー協会 茨城支部のホームページから受講申込書をダウンロードし、申込先までお申し込みください。

申込先・問合せ (一社)日本ボイラー協会 茨城支部
(水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館3階)

☎029-225-6185 ㊟http://www.jba-ibaraki.jp

住宅リフォーム資金を補助します



町在住の方が、個人住宅の性能向上のために行うリフォーム工事の経費の一部を補助します。

対象となる建物 町内に所在する住宅(持ち家)

※店舗兼住宅の場合は、住宅部分のみが補助対象
対象者 次の①～④の全てに該当する方

①申請時点で町内に継続して3年以上居住している

②補助対象となる住宅の所有者であること

※所有者の申請が困難な場合に限り、1親等以内の親族による申請が可能

③申請時点で、町税等及び各種資金の貸し付けにかかる返済等の債務を滞納していないこと

④平成30年度及び令和元年度に本補助金の交付を受けていないこと

対象となる工事 次の①～③の全てに該当する工事

①本補助金を申請し、認定後に着工すること

②令和3年3月31日までに工事が完了すること

③工事費が10万円(消費税含む)以上であること

補助金額 工事費用の10%(千円未満切り捨て)

※上限は10万円

その他 必要書類および施工時の注意事項等については、問合せ先までお問い合わせください。

申請先・問合せ 都市建設課

☎029-288-3111(内線279)

ひとりで悩まないで!金融トラブル 無料相談窓口をご利用ください



財務省関東財務局水戸財務事務所では、無料相談窓口を設置しています。詐欺的な未公開株やファンド投資の勧誘、「プリペイドカードを買ってきて」などの電子マネー詐欺、多重債務に関する悩みのご相談に応じます。まずは迷わずご相談ください。

相談時間 平日、午前8時30分～午後4時30分

※ただし、正午から午後1時を除く

問合せ 関東財務局水戸財務事務所

(投資勧誘) ☎029-221-3195

(多重債務) ☎029-221-3190

クールビズを実施しています

役場(出先機関含む)では、地球温暖化防止対策および節電対策の一環として、クールビズを実施中です。

職員の軽装での執務にご理解をお願いいたします。

実施期限:10月末まで

「歯のなんでも電話相談」が開設されます



ブラッシングの仕方やお子さまの歯の悩み、また、インプラントのことなど、普段歯医者さんに聞きにくい歯に関する悩みも匿名で相談できます。

相談料は無料です。気軽にお電話ください。

日時 6月14日(日) 午後1時～4時

相談員 歯科医師

問合せ・相談先

茨城県保険医協会 ☎029-823-7930

STOP!! 不法電波



総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波を正しく利用していただくための周知・啓発及び不法無線局の取締強化期間としています。電波は暮らしに欠かせない、大切なものです。ルールはみんなで守りましょう。

問合せ 関東総合通信局

☎03-6238-1939(不法無線局による混信等)

☎03-6238-1945(テレビ・ラジオの受信障害)

<事業者向け> 各種給付金・助成金等のご案内



新型コロナウイルス感染拡大に伴い、影響を受けている中小企業等に対する支援制度の一覧です。詳細は問合せ先までお問い合わせください。

	制度名	主な内容	問合せ
給付金および助成金制度	持続化給付金	売上げが前年同月比50%以上減少した個人事業者に100万円(法人については200万円)の給付金を支給します。	中小企業金融給付金相談窓口 ☎0570-783183
	新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金	県の休業要請等に応じて休業等を行った事業者に対し10万円(最大30万円)の協力金を支給します。	茨城県休業要請・協力金対策チーム ☎029-301-5375
	雇用調整助成金	事業縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を継続した場合、休業手当等を1人当たり日額8,330円を上限に助成します。	茨城労働局 ☎029-224-6219 ハローワーク水戸 ☎029-231-6221
融資・貸付制度	新型コロナウイルス感染症対策融資	売上げが減少し、保証制度の認定を受けた事業者へ3年間無利子・無担保での融資を行います。	茨城県新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 ☎029-301-2869
	茨城県パワーアップ融資	売上げが減少し、保証制度の認定を受けた事業者へ3年間無利子での融資を行います。	
	中小企業事業継続応援貸付金	売上げが前年同月比50%以上減少し金融機関等からの借入れが困難な事業者へ、無利子・無担保で最大200万円の貸し付けを行います。	
信用保証協会の保証制度	危機関連保証	売上げが前年同月比15%以上減少した事業者への融資額の100%を保証します。	茨城県信用保証協会 ☎029-224-7812
	セーフティネット4号保証	売上げが前年同月比20%以上減少した事業者への融資額の100%を保証します。	
	セーフティネット5号保証	3か月間の売上げが前年同期比5%以上減少した事業者への融資額の80%を保証します。	

子育て世帯対象 臨時特別給付金について



新型コロナウイルス感染拡大により、影響を受けている子育て世帯の生活を支援することを目的とした、臨時特別給付金（一時金）が給付される予定です。

詳細が決まり次第、対象世帯には個別に通知を発送します。

対象 令和2年4月分の児童手当を受給している世帯（3月分の対象となる児童等を含む）

※3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生等を含む。

給付額 対象児童等1人につき1万円

その他 申請は不要ですが、給付を希望しない場合限り、その旨の申請が必要となります。

問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)

人権擁護委員の日について



毎年6月1日は人権擁護委員の日です。市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権相談に応じて解決のお手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるよう、啓発活動を行っています。

各種人権相談窓口

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネット人権相談 🌐<https://www.jinken.go.jp>

※電話による各種人権相談窓口は、いずれも平日の午前8時30分から午後5時15分まで、インターネット人権相談は24時間受付。

入札結果（4月分）

価格は全て税抜き、最低制限価格は一般競争入札のみに設定するものです。詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください。

工事名等	場所	落札者	予定価格	落札価格
			最低制限価格	
令和元年度 町単道改第10号 町道1432号線道路改良工事(その3)	上入野地内	(有)大竹建設工業	16,440,000円	16,300,000円
			14,460,000円	
令和2年度 道維第1号 町道維持補修工事(常北地区)	石塚地内他	常北建設工業(株)	22,600,000円	22,450,000円
			19,910,000円	
令和2年度 道維第2号 町道維持補修工事(桂・七会地区)	阿波山地内 他	関口工業(株)	22,600,000円	22,500,000円
			19,890,000円	
令和元年度 国災第1009号・単災1009-1号 河川災害復旧工事	御前山地先	関口工業(株)	10,370,000円	10,250,000円
			9,020,000円	
令和2年度 環境センター ばい煙・ダイオキシン類測定業務	環境センター	(株)環境測定 サービス	2,575,000円	2,500,000円
			—	
令和元年度 国補公下第6号・町単6-1号 污水管渠埋設工事	増井地内	(株)河原井	26,620,000円	26,500,000円
			23,370,000円	
令和元年度 町単公下第2号 污水管渠埋設工事	増井地内	(株)常陸建設工業	15,100,000円	15,000,000円
			13,190,000円	
令和元年度 国災第1058号・単災第1058-1号 道路災害復旧工事	下坪地内	(株)金長設備工業	10,830,000円	10,700,000円
			9,380,000円	
令和2年度 環境センター解体撤去工事及び不燃性 粗大ごみ処理施設等建設工事発注支援業務	石塚・下古内 地内	中日本建設コンサル タント(株)	20,020,000円	19,000,000円
			—	
令和2年度 石塚小学校 トイレ改修実施設計業務	石塚地内	(株)池田設備設計 事務所	940,000円	890,000円
			—	
令和2年度 常北小学校 トイレ改修実施設計業務	上青山地内	(株)戸頃建築設計 事務所	1,420,000円	1,340,000円
			—	
令和2年度 桂小学校 屋上防水改修実施設計業務	孫根地内	(株)横須賀満夫 建築設計事務所	860,000円	800,000円
			—	
令和2年度 城里町立小学校 植栽管理業務	町立小学校	(株)三陽造園土木	1,060,000円	780,000円
			—	

問合せ 財務課 ☎029-288-3111(内線235) 🌐 <http://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000036.html>

国民年金だより⑬⑨

国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額させるため、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

ただし、免除や猶予等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※障害年金を受けている期間や、生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

<追納に関する注意事項>

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合、追納はできません。
- ②老齢基礎年金を受ける方は追納できません。
- ③追納は免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることになります。
- ④追納を希望する場合、申し込みが必要です。

問合せ 健康保険課 ☎029-288-3111(内線143)
水戸南年金事務所 ☎029-227-3278

医療相談アプリ「LEBER(リーバー)」 による、無料相談をご利用ください。



県民の健康不安軽減のため、株式会社AGREEが提供する医療相談アプリ「LEBER(リーバー)」が利用できるようになりました。新型コロナウイルス感染症に関する相談をはじめ、すべての医療相談を無料で受けることができます。利用には事前登録が必要です。

同社は、県が令和元年度に実施した、近未来技術社会実装推進事業等に採択された、医療相談アプリの開発・運営を行う会社です。

利用期限 9月30日(水)

応募先・問合せ

「LEBER(リーバー)」アプリについて

株式会社AGREE ☎029-896-6263

リーバー 茨城県特設

検索

近未来技術社会実装推進事業について

県産業戦略部科学技術振興課研究開発推進担当
☎029-301-2499

消費生活だより⑩②

「新型コロナウイルス」 正確な情報を基に、冷静な対応を!

最近、新型コロナウイルス感染症に便乗した、消費者トラブルの相談が寄せられています。

<事例1>

突然自宅を訪問してきた業者から、「新型コロナウイルス感染拡大の影響で金の相場が上がることは間違いない。すぐに金を買う権利を申し込んだ方がいい」と勧誘された。(80歳代、男性)

<事例2>

業者から「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政からの委託で消毒に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「新型コロナウイルス感染防止の資料を持参したい」と言われた。(80歳代、女性)

<ひとこと助言>

- ①行政から委託されたという、業者などからの怪しい電話や訪問、心あたりの無い送信元からの怪しいメールやSMS(ショートメールサービス)など、「怪しい・おかしい」と思うものには絶対に反応しないようにしましょう。
- ②少しでもおかしいと感じたりトラブルに遭った時には、早めに消費生活センター等にご相談ください。
- ③今後、新たな手口が現れる可能性があります。根拠の無いうわさ等にまどわされる事なく、正確な情報に基づき、冷静に対応することが大切です。

※消費生活センターの出前講座をご希望の団体は、下記までご連絡ください。費用は無料です。

◇◆◇ 心配なことがありましたら、
ひとりで悩まず、ご相談ください ◇◆◇

城里町消費生活センター

(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線226)

相談日:月・水・金曜日 午前9時～午後4時

まごころ

社協善意銀行

▷下町二自治会 様

地域福祉向上のため

37,961円

▷匿名

タオル100枚

▷匿名

古切手560枚

▷匿名

布マスク35枚